

旭川医科大学点検評価室分野別評価専門部会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学点検評価室分野別評価専門部会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学点検評価室分野別評価専門部会規程（令和2年旭医第達第37号）の一部について、下表右欄（「現行」欄を同表左欄（「改正後」欄のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 部会は、医学教育及び看護学教育に関する第三者機関による評価（以下「分野別評価」という。）に係る次に掲げる事項を掌理する。</p> <p>(1) 分野別評価に係る自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関すること。</p> <p>(2) 分野別評価の受審及び報告に関すること。</p> <p>(3) 分野別評価に係る改善に関すること。</p> <p>(4) その他分野別評価に関すること。</p> <p>2 点検評価室が行う分野別評価以外の自己点検・評価に活用するため、部会は、前項各号に関する実施結果等を<u>点検評価室</u>に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p>	<p>(略)</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 部会は、医学教育及び看護学教育に関する第三者機関による評価（以下「分野別評価」という。）に係る次に掲げる事項を掌理する。</p> <p>(1) 分野別評価に係る自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関すること。</p> <p>(2) 分野別評価の受審及び報告に関すること。</p> <p>(3) 分野別評価に係る改善に関すること。</p> <p>(4) その他分野別評価に関すること。</p> <p>2 点検評価室が行う分野別評価以外の自己点検・評価に活用するため、部会は、前項各号に関する実施結果等を<u>点検評価室委員長</u>に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(組織)</p>

第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 点検評価室長（新設）
- (2) 教育担当の副学長
- (3) 教育センターの専任教員
- (4) 地域共生医育センター長
- (5) 事務局長
- (6) 事務局次長（総務・教務担当）
- (7) その他必要な職員

2 前項第7号の委員は、部会長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
（部会長）

第5条 部会に部会長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

（略）

附 則

この規程は、令和6年4月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年4月1日付け役員人事に伴い、教育担当副学長と評価担当副学長が別のものとなったことから所要の改正を行うもの。

第4条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育担当の副学長
- (2) 教育センターの専任教員
- (3) 地域共生医育センター長
- (4) 事務局長
- (5) 事務局次長（総務・教務担当）
- (6) その他必要な職員

2 前項第6号の委員は、部会長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
（部会長）

第5条 部会に部会長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代行する。

（略）